

令和元年度 第5回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(令和元年10月7日開催)

1 会議の名称

令和元年度 第5回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

令和元年10月7日(月) 13時15分～16時30分

3 場所

福島県庁 本庁舎3階 総務委員会室

4 議事

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

稲森悠平委員(審査会長)、遠藤菜緒子委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、濱田幸雄委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員
以上9名

(2) 事務局

生活環境部次長 大山一浩、環境共生課長 菅原加代子、環境共生課 副課長兼主任主査 鴨田美奈子、主任主査 國分作裕、主査 小島央 以上5名

(3) 傍聴者 一般15名、報道機関3名

6 議事内容

■開会

- (1) (仮称)笹峠風力発電事業計画段階環境配慮書について(事業者説明等)
- (2) (仮称)丸森風力発電事業計画段階環境配慮書について(事業者説明等)
- (3) (仮称)神楽山風力発電事業環境影響評価準備書について(事業者説明等)
- (4) 郡山市河内埋立処分場埋立地第4期拡張事業環境影響評価準備書について(事業者説明等)
- (5) 相馬市産業廃棄物埋立処分場規模拡張事業環境影響評価準備書について(事業者説明等)
- (6) (仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書について(知事意見答申案)
- (7) (仮称)勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価準備書について(知事意見答申案)
- (8) (仮称)佐原太陽光発電事業環境影響評価準備書について(知事意見答申案)
- (9) その他

■議事録署名人の選出

稲森会長が遠藤委員、山本委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

- (1) (仮称)笹峠風力発電事業計画段階環境配慮書について(事業者説明等)
事業者が同配慮書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答

を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

風力発電機を他の発電機から離れた場所に1基だけ孤立させて建設すると鳥類の衝突が起きやすくなるという考え方がありますが、事業実施想定区域内の北側の風力発電機設置予定範囲には、風力発電機を何基設置する想定ですか。また、事業実施想定区域の西側に、南北に長い道路がありますが、この道路は新設するのですか。

(事業者)

北側には最大3基を三方向にバランスよく配置する考えです。また西側の道路は既存のもので、拡幅する可能性があるので事業実施想定区域に含めています。

(稲森会長)

資料1の11ページに住宅と風力発電機設置予定範囲との距離が記載されており、最短で0.2キロメートルです。非常に近い位置に住宅があるので、今後の事業計画の検討において最大限の離隔距離を取って下さい。

(事業者)

今後、事業計画の詳細を決定する際に、風力発電機の設置位置から住宅までの距離を最低でも0.5キロメートル確保する予定です。

(稲森会長)

分かりました。そのような検討をしているのであれば、資料2の質疑応答の事業者回答にも記載して下さい。

(事業者)

今後はそのようにいたします。

(井上専門委員)

事業実施想定区域は、現在も帰還困難区域である飯舘村長泥地区に近いので放射線量が高い可能性があります。事業計画を詰めていくに当たり、放射性物質対策を慎重に検討して下さい。また、建設工事により発生する廃棄物には放射性物質が含まれる可能性があるため、事前に環境省と指定廃棄物の処理方法について協議する等の対応が必要です。地元の飯舘村等とも十分に調整して、事業内容を検討して下さい。

(須藤専門委員)

私も放射性物質の対策について懸念しています。先行している事業計画の対応も参考にして、環境省と協議してください。

(事業者)

承知しました。

(稲森会長)

計画段階環境配慮書は環境影響評価手続きの最初の段階であり、始まりが非常に重要です。本審査会の意見等を勘案して適正に対応してください。

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(2) (仮称)丸森風力発電事業計画段階環境配慮書について (事業者説明等)

事業者が同配慮書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(山本委員)

福島県では再生可能エネルギーを積極的に推進する方針もあり、保安林の指定解除についてはそれほど難しくないと思いますが、宮城県では保安林の指定解除が難しいと思われ。このことについて、関係機関とはどのような協議をしていますか。

(事業者)

本事業に関係する保安林は国有林であるので林野庁と協議しており、保安林の指定解除については不可ではないとの見解を頂いています。ただし、可能な限り保安林を回避する事業計画にしてほしいとの要望を頂いています。

(由井委員)

本事業の約10キロメートル南側に、福島県飯舘村と南相馬市の境界で計画されている(仮称)八木沢風力発電事業の計画地があります。また、環境省EADASにはその付近にコウモリ群の生息地があるとの情報があります。

会議資料に記載されているコウモリは森林性の種が多いので採餌のためにそれほど遠方まで飛翔する可能性は低いかもしれませんが、本事業計画地周辺のコウモリの生息状況の把握と、(仮称)八木沢風力発電事業との累積的影響について評価を実施してほしいと思います。

(川越委員)

資料4、質問番号2の伊藤委員からの質問に関連して、本事業計画地の周辺では住民の方々が地下水を利用していることが分かっているので、相馬市役所から意見がなかったとしても、事業者として地下水の利用実態を把握するように努めて下さい。

(事業者)

承知しました。

(稲森会長)

放射線の量については方法書以降で評価を実施することなので、適正に対応してください。他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称)神楽山風力発電事業環境影響評価準備書について (事業者説明等)

事業者が同準備書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

希少な鳥類が、対象事業実施区域から近い距離に生息していることが確認されました。工事用道路は風力発電機の西側に計画されており、鳥類の確認場所からは離れていますが、鳥類の行動圏が平均で半径300メートルであり、沢沿いや自然林に沿って分布していることが予想されるので、鳥類の生息地から近い場所で現場工事が実施されることが考えられます。

よって、できれば営巣地を確認した上で鳥類の行動圏を予測し、工事による改変区域と行動圏の関係を予測して、適切な保全措置をとっていただきたいと思います。

(井上専門委員)

会議資料5の42ページに「放射線の量」の記載があり、対象事業実施区域内では2地点で空間線量率と土壌中の放射性物質濃度が測定されたということです。事業区域周辺の空間線量率はそれほど高くないと思いますが、工事の実施前には空間線量率を詳しく測定し、その結果に応じて土壌中の放射性物質濃度を測定するなど、現地の状況を把握していただきたいと思います。

また、工事車両のタイヤ洗浄水が沈砂池に流入し時間が経過すると浚渫土砂が発生します。それに含まれる放射性物質の量を把握した上で適切な処理をしてください。

(事業者)

承知しました。ご指摘いただいた点について今後しっかり確認します。

(山本委員)

本事業の周辺には他の風力発電事業が計画されており、景観に関する累積的な影響が生じる可能性があります。累積的影響の予測地点を選定した考え方を分かりやすく図書に記載していただきたいと思います。

(事業者)

本事業に関する予測地点の選定に当たっては、眺望地点からの風力発電機の垂直見込角が1度を上回る地点としました。その地点において、他の事業の風力発電機がどの程度視認できるかを検討した結果、累積的影響が生じる地点はないという評価結果になりました。評価書では、前述の経緯をより分かりやすい表現にすることを検討します。

(須藤専門委員)

大雨によって現場の沈砂池から濁水が流出する事例が国内でも発生しているので留意して下さい。地元住民が沢水などの表流水を利用している場合はその実態も把握することが必要です。

(事業者)

承知しました。

(由井委員)

資料番号6の質問番号7について、事業者回答にはサーチライトの照射面積が30～50平方メートルとあり、おおむね半径4メートル程度の円形が観察範囲になります。照射面積50平方メートルの場合、ライトから距離は何メートルですか。

(事業者)

カタログ情報になりますが、照射距離800メートルで照射面積30平方メートル、照射距離1000メートルで照射面積50平方メートルです。

(由井委員)

この観察条件ですと、観察面積が小さすぎてコウモリの飛翔状況を十分に確認できていないのではないのでしょうか。またコウモリ類が最も飛翔する時間帯の観察もできてい

ないのではないかと思います。市販のLEDライトの例ですが、ブレード回転域において観察範囲が半径40メートル程度に広がって、コウモリ類の飛翔状況を確認することができます。

コウモリ類は鳥類の3倍ほど風車との衝突死が発生しているという研究結果もありますので、広範囲を観察できるサーチライトを利用して、コウモリ類の生息状況を確認するように努めていただきたいと思います。

(稲森会長)

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(4) 郡山市河内埋立処分場埋立地第4期拡張事業環境影響評価準備書について(事業者説明等)

事業者が同準備書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(須藤専門委員)

埋立が終了している第1期埋立地などの上部は現在どのように利用されていますか。

(事業者)

現在は指定廃棄物の仮置き場として利用しています。

(須藤専門委員)

分かりました。処分場からの浸出水の水質測定はどのように実施していますか。また、これまでに浸出水処理施設からの放流水が排水基準を超えたことはありますか。

(事業者)

浸出水処理施設内の原水や放流水などの水質を月に1回測定しており、これまでに放流水の水質が排水基準を超過したことはありません。

(須藤専門委員)

分かりました。事前質問で提案した水生生物毒性試験は、廃棄物処分場放流水の生態系への影響を評価するために参考となりますので、今後検討して下さい。

(稲森会長)

欧米では生物応答試験を用いた排水管理が実施されていますので、それを参考にしてはいかがでしょうか。また、今後の設備更新の際は、生物処理に必要な量の酸素を適切に供給する処理設備が開発されているので、導入を検討して下さい。

他の案件でも同様の提言をしましたが、可能な範囲で、浸出水処理施設に流入する原水と放流水の水質を含めた処分場の物質収支を図書に記載するとより理解しやすいのではないかと思います。

(由井委員)

資料 8 の質問番号 5 について、平成 30 年生まれのクマタカの幼鳥が樹林に留まって処分場方面を見ていたときに第 3 期処分場は稼働中ですか。

(事業者)

はい、第 3 期処分場は稼働中であり、処分場内の重機なども動いている状況でした。

(由井委員)

第 4 期処分場の敷地は第 3 期処分場よりもクマタカ営巣地に近づくことになりませんが、幼鳥の状況を踏まえると本事業によるクマタカへの影響は軽微であると思います。

(稲森会長)

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(5) 相馬市産業廃棄物埋立処分場規模拡張事業環境影響評価準備書について(事業者説明等)

事業者が同準備書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(稲森会長)

資料 10 の質問番号 5 について、物質収支とは廃棄物の搬入量や、浸出水処理施設で発生する汚泥量などの収支のことですので、評価書に記載することを検討して下さい。

(由井委員)

資料 10 の質問番号 8 及び 12 に関連して、掘削土砂約 419,000 立方メートルはすべて休耕田に由来する土壌ですか。

(事業者)

はい、すべて休耕田のものであり、焼却灰は含まれていません。

(由井委員)

掘削土砂のうちB-3地区の嵩上げに利用した後の残量255,000立方メートルをB-2地区に保管するので、自然に草が生えて草原性の鳥類等が生息する可能性がありますので事業を進めるに当たり留意して下さい。

(事業者)

承知しました。

(稲森会長)

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(6) (仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書について (知事意見答申案)

審査会構成員等からの意見を踏まえて作成した知事意見答申案を事務局から説明した。

(由井委員)

7の(2)の文章について、イヌワシの追加調査結果を踏まえた環境保全措置も評価書に記載するようにしてください。

(事務局)

承知しました。

(7) (仮称)勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価準備書について (知事意見答申案)

(8) (仮称)佐原太陽光発電事業環境影響評価準備書について (知事意見答申案)

審査会構成員等からの意見を踏まえて作成した知事意見答申案を事務局から説明した。

(由井委員)

(仮称)佐原太陽光発電事業については鳥類の調査が不足しています。よって、2の(4)のイについて、「オオジシギ、ホオアカ、猛禽類について追加の現地調査を実施して…」という内容を追加して下さい。

(井上専門委員)

2件に共通する内容ですが、確認のために空間線量率と土壌中の放射性物質濃度を測定し、評価書に記載することという内容を記載するようにしてください。

(事務局)

承知しました。

(9) その他

資料14「太陽電池発電所の法対象化に伴う条例対象事業及び対象規模の検討について」について、事務局の検討案を説明した。

■閉会